

おひとりで悩みを抱えているあなたへ…

解雇や賃金未払いなどの労働問題、生活保護・多重債務などの生活問題に

弁護士が無料で相談に応じます

全国一斉・無料相談 暮らしとこころの相談会

- *消費者金融にたくさん借金をしている
- *借金を返済しているのに残高が減らない
- *夜遅くまで働いているのに残業代が出ない
- *派遣切りで、寮から出て行けと言われた
- *悩み事が頭から離れず、夜よく眠れない
- *子どもが引きこもり、家族といさかいになる

- *生活保護は受けられるの？
- *お金を貸してくれる公的な機関は？
- *窓口で生活保護の申請を受け付けてもらえない
- *何もやる気がおこらず仕事にも行きたくない
- *自殺を考えることがある
- *勤め先で突然「明日から来なくていい」と言われた

電話相談実施日

2026年3月5日(木)

時 間

10:00～15:00

電話番号

089-913-0225

※本電話番号は、相談日以外はご利用いただけません。

※通話料はご負担いただきます。※面談相談はできません。

※回線混雑等の事情により、つながりにくい場合もございますので、あらかじめご了承ください。

問合せ先

愛媛弁護士会

089-941-6279

(9:00～12:00、13:00～16:30)

《主催》日本弁護士連合会・愛媛弁護士会

《共催》日本司法支援センター(法テラス) 《後援》厚生労働省・総務省